

V 危機管理マニュアル

《 目 次 》

1	学校における危機管理の考え方	1
2	事故対処の基本	3
3	学校管理下における事故の措置	4
4	日本スポーツ振興センターの申請	5
5	修学旅行における緊急時（第3学年）	6
6	自然教室における緊急時（第1・2学年）	7
7	生徒の交通事故	8
8	いじめの早期発見	9
9	体罰（暴力）事件発生	10
10	給食による食中毒発生	11
11	落雷事故の防止	12
12	校舎内不審者の出没	13
13	生徒間暴力・対人暴力	14
14	対教師暴力	15
15	器物損壊	16
16	登下校時の緊急事態（不審者事案）	17
17	保護者・地域からのクレーム	18
18	事件・事故発生時の報道機関への対応	19
19	教職員不祥事防止のために	20
20	けがや病気の応急手当の例	21
21	情報機器におけるいじめ・誹謗中傷等の対応	23
22	アレルギー症状への緊急時の対応	24
23	コンプライアンスチェックシート	25
24	真岡市立大内中学校職員連絡網	28

真岡市立大内中学校

1 学校における危機管理の考え方

○ 学校の危機管理とは

- ・事前の危機管理(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)
- ・個別の危機管理(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)
- ・事後の危機管理(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)※「学校危機管理マニュアル作成の手引」より

■ 学校に関わる事故等の発生

○生徒に関すること → ①学校管理下における事故等

- ・暴力・いじめ、体育や運動部活動での事故・頭頸部外傷、熱中症・食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等

②犯罪被害 ・不審者侵入・性的被害・誘拐等生徒の安全を脅かす犯罪被害

③交通事故 ・登下校・校外活動中の交通事故

④災害 ・地震・風水害・竜巻など ※防災マニュアル参照

⑤その他の危険 ・家出、学校への犯罪予告、弾道ミサイルの発射等

○教職員に関すること → 体罰・人権侵害・交通事故・違反・個人情報流出等の信用失墜行為

○施設・設備に関すること → 施設の破損による事故

○保護者・地域とのトラブル

■ 事故発生の原因

人権意識の低さ・認識の甘さ・不用意な言動・予測できない行動・自然災害・安全点検の不備・人間関係の希薄化等

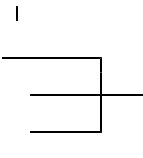
■ 指摘される問題点

- ・教職員の危機意識が低いこと。学校社会の閉鎖性。危機に対応する組織力が脆弱なこと。
- ・生徒の生命の安全、人権尊重こそが最優先であるという意識が低いこと。

危機管理の立場から、学校経営管理全般の見直し・改善を図る

《危機管理具体化のための展開プラン》

		事前		発生時	事後
危機管理の4段階		1 危機の発生と発見 (危機の予知・予測)	2 危機の回避 (危機の防止・抑止)	3 危機への対応 (危機への最小限防止)	4 危機からの回復 (危機の修復・防止)
危機への対応 予想される内容		学校で起こる各種の危機的問題を防ぐために予知・予測をする。 的確な情報システムの確立	危機を防止し、回避することのできる事前の準備を日頃から考え、用意していく	危機発生に際して、どのように対処し、被害を最小限にしていけるかを考える	危機からの回避のための善後策を考える。再び同様の危機が起こらないように、再発防止の手段を講じておく
生徒に関すること	授業中 学校行事 休み時間 放課後 登下校 部活動 休業中 学校生活全般	・すべての教育活動における起こり得る危機の洗い出し 生徒の安全・安心	・教職員の危機意識の高揚と安全管理、安全指導の充実 ・起こり得る危機を予測した計画の立案と事前指導の徹底 ・安全意識の高揚 ・保護者との連携	・的確な情報の収集 ・事故発生の事実と経過 ・事故者と事故の程度 ・これまでの措置 ・緊急時の指導体制を確立し、執行する ① 的確な判断 ② 迅速な処理 ③ 誠実な対応 ④ 詳細な記録 ⑤ 窓口の一本化	・事故に遭遇した生徒の心のケア PTSD への支援体制の確立(保護者・SC・地域の関係機関との連携)
	教職員	・体罰容認の姿勢、日頃の言動、性格個性の把握 ・教育観、指導観、価値観	・教職員の人権意識の高揚 ・人権や服務に関する研修の実践		

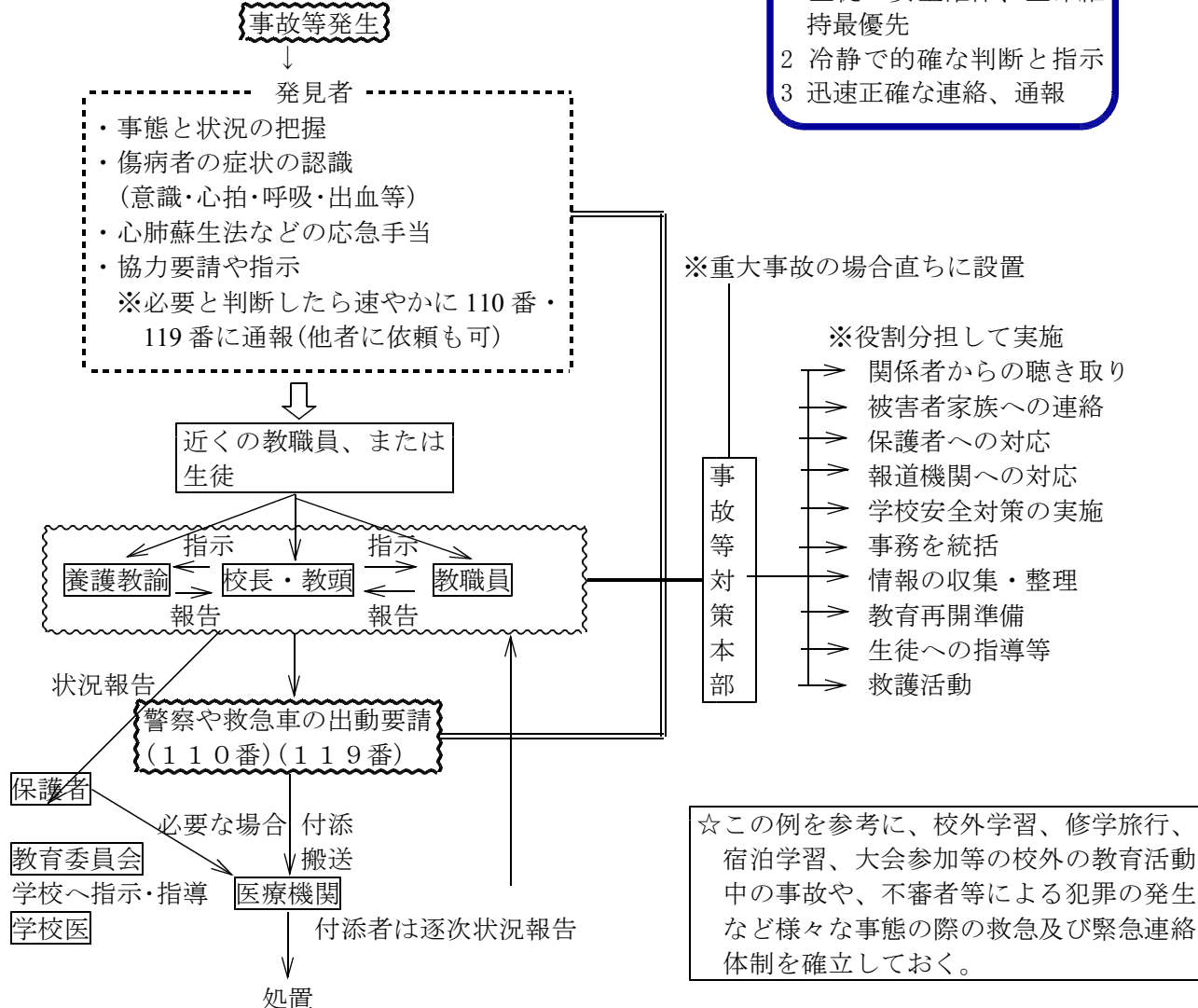
に 関 し て	金銭盗難 触法行為 服務規律違反 公務災害 保護者・地域とのトラブル	値観の把握 ・ 心身の健康状態の 見極め ・ 職場の風潮、雰囲気 の分析 ・ 予兆・兆候の把握	・ 個性や価値観の違い に応じた指導の実践 ・ ゆとりある教育活 動 ・ 対話できる雰囲気 の確立	・ 関係者との連携 ・ 関係機関との連携 ・ 行政機関への報告	 回復、修復への努力
施 設	瑕疵による事故 使用方法の不備 による事故	・ 老朽危険箇所の把握 ・ 安全管理の現状把握	・ 安全点検 ・ 管理の充実 ・ 修理修復の迅速化	※ 緊急時の指導・連 絡・通報体制の整 備	
そ の 他	非常災害 自然災害 地域との問題	・ 家庭、地域、関係機 関との連携 ・ その他の起こり得る 災害やトラブル等の予 測をする	・ シミュレーション、訓練の 実施 ・ 情報の収集と活用	※ 緊急事態発生時の 対処マニュアルを 作成し、訓練する	

■ 留意点

- ① 危機が起こり得る場面が多岐にわたるため、各教科、各校務分掌等で、危機管理の視点から、年計作成の段階で、予知・予測できる危機を洗い出す。
- ② 想定外の危機が起きる場合もあるので、あらゆる教育活動で 弾力的な運用ができるように努める。
- ③ 計画的・定期的な防止策だけでなく、日常的な指導・点検も必要。
- ④ 専門的な知識・技能を有する人、機関との連携で指導・点検・研修等を実施する。
- ⑤ 指導・点検を形式化・形骸化させず、子どもの視点を加えるなど、工夫・改善を図る。
- ⑥ 危機的状況が発生した場合の対応マニュアルを十分に共通理解しておく。
- ⑦ 関係者・関係機関・行政機関との連携を十分に図る。
- ⑧ 校内で、各種情報が円滑に流れるシステムを確立しておく。

2 事故対応の基本

※「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照



学校としての対応《組織的対応》

- ① 教師の役割分担（本部、外部対応、情報処理、指導、記録等）
- ② 被害者救済と加害者の処置
- ③ 一般生徒への指導（安全確保と動揺の防止）
- ④ 情報の収集と整理・記録、並びに管理、分析
- ⑤ 教職員への情報提供と対策の協議
- ⑥ 保護者への対応（関係者及び一般）
- ⑦ 地域・関係機関、PTA等への対応
- ⑧ マスコミへの対応
- ⑨ 以後の日程の決定及び情報提供

■ 教育委員会に報告書の提出を必要とする学校事故例

- 1 生徒の身体、生命の危機に関わるもの。（例；家出、行方不明、性的被害、傷害、自殺等）
- 2 事故の内容が入院治療を必要とするもの。（例；交通事故、部活動中の事故、実験中の事故等）
- 3 当事者間で、将来損害賠償等の問題発生が予想されるもの。（例；加害行為による傷害等）
- 4 他校、他地区生徒と関連があるもの。（例；SNSによる誹謗・中傷、生徒間抗争、喧嘩）
- 5 警察官の補導等他の機関と関連があるもの。（例；万引き、飲酒、喫煙、薬物乱用）
- 6 新聞、テレビ等報道機関による報道が予想されるもの。
- 7 学校又は教育委員会の管理責任等の問われる恐れのあるもの。
- 8 その他校長が必要と認めたもの。

3 学校管理下における事故の措置

学校管理下の範囲

- 1 学校が編成した教育課程に基づく授業、学校行事に参加している時。
- 2 学校の教育計画に基づいて行われる課外授業を受けている時。
- 3 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づいて学校にいる時。
- 4 通常の経路、方法により通学（登・下校）している時

1 事故発生時の処理

（１）その場にいる者が、医療の要・不要の判断をする。（最終判断は管理職と養護教諭）

◎医療不要の場合

◎医療必要の場合

ア 救急車の出動を要請する場合

イ 専門医の診察を受けさせる場合

※頭部の怪我の場合は必ず受診

ウ 保健室における応急処置でよい場合

※症状のはっきりしている場合はよいが、疑わしい点の残る場合は、必ず専門医（かかりつけの医者等）を受診するよう勧める。

（２）専門医の診察を受けさせなければならない場合

※家庭に連絡し、医療機関に移送する

緊急を要する場合

◎ 校長等と相談して救急車の出動を要請する。

◎ 家庭に連絡をした後、教育委員会へも状況報告を行う。

◎ 医療機関の選択は保護者の意向に従うことを原則とし、連絡が取れない場合は「保健調査票」を参考にする。それでも判断がつかない場合は、校長と相談する。

※保健室に生徒（保護者）から提出されている「保健調査票」を参考にする。

- ・保護者の勤務先
- ・かかりつけの医師、病院
- ・緊急連絡先
- ・特異体質
- ・血液型 等

緊急を要しない場合

◎ 応急処置をした後、家庭に連絡をし、医療機関への移送をお願いする。

◎ 応急処置をした後、様子を見る。放課後又は症状が悪化したら、専門医の診察を受けさせる。（受診するよう保護者に連絡する）

2 事故報告

（１）事故発生時に指導していた学級担任または部活動の顧問が必ず校長（教頭）、養護教諭に連絡する。

（２）事故報告は、発生時に口頭で、後に所定の事故報告書に、学級担任または、部活動顧問が記入し報告する。（※軽微な怪我等医師の診断を必要としないものについては報告しない。）

（３）医療機関で治療を受けた場合は、受診後の様子を校長（教頭）に学級担任、部活動顧問、または養護教諭が報告する。

（４）事故を単なる偶発的なものとせず、安全指導につなげる。

4 日本スポーツ振興センターの申請（※養護教諭が一括して行う）

給付の基準・支給額

- ◎ 学校管理下における事故・疾病・廃疾・死亡に対して支給される。
- ◎ 療養に要した額が、5,000円以上（窓口支払いが1,500円以上）の場合に支給される。※1,500円未満の場合は子ども医療費を利用する。
- ◎ 給付額は、療養費の10分の4支給である。

1 申請の手順

- ・事故 → 医療機関に移送 → 事故報告 → 申請
- ・申請は養護教諭がまとめて行う。

2 生徒への指導

- ・事故・怪我の場合や医療機関にかかった場合は、必ず担任に申し出るように指導する。
- ・給付金の支給は、申請してから約2～3か月後になるので、それまでは自己負担になる。
- ・1,500円未満の場合は、子ども医療費を利用する

3 教職員への周知事項

- ・生徒から事故報告があった場合は、必ず校長（教頭）、養護教諭に報告。
- ・担任は、事故報告書を速やかに作成し、養護教諭に提出する。

5 修学旅行における緊急時（第3学年） ※基本的な連絡網

1 交通事故・怪我 2 病気・食中毒の発生

- ・ 事故（食中毒）の程度により行事の続行については校長の判断にゆだねる。
- ・ けが人（入院を必要とする生徒）が出た場合は、学年主任が病院に出向き、校長が到着するまでその場にとどまる。
また、校長の指示を受けつつ学年のその他の進行を指揮する。

3 火災の発生 4 地震の発生

- ・ 概ね1, 2の対処法に準ずるが、火災、地震の程度によりその対応が異なる。

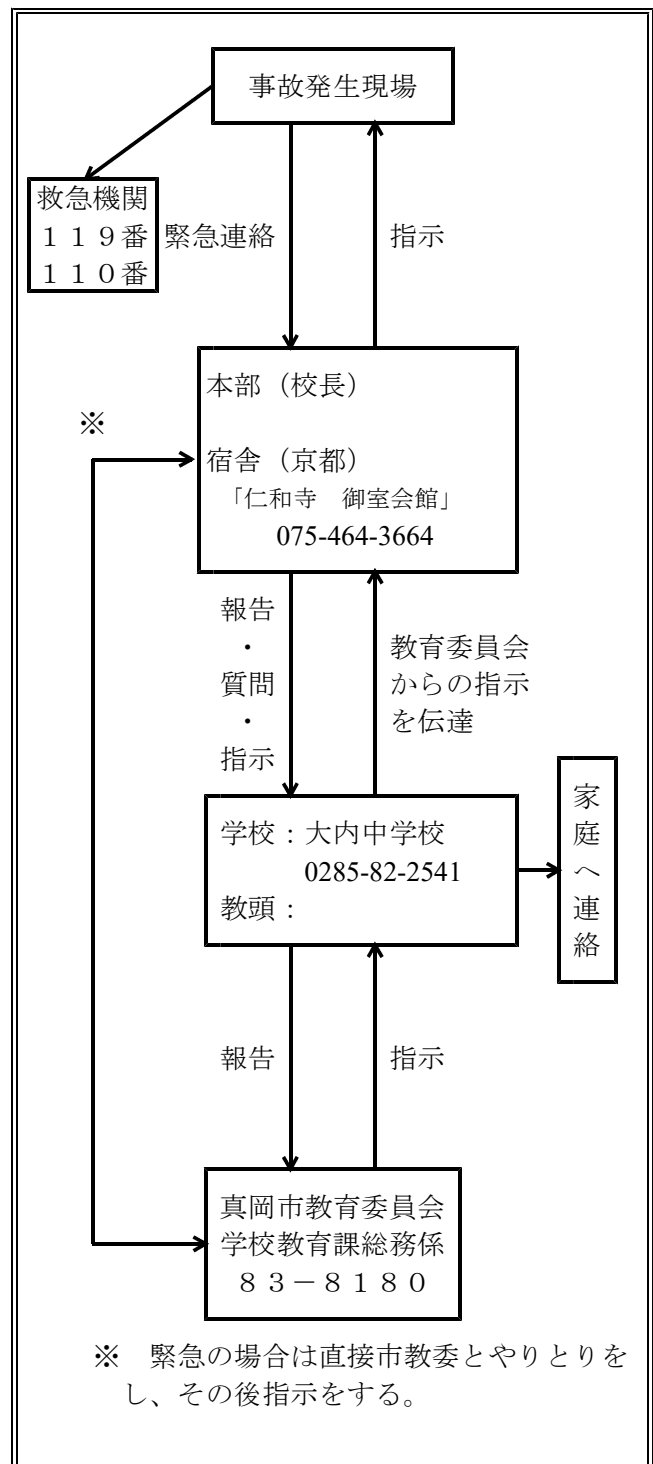
引率者名	携帯電話番号
校長	
学年主任	
1組担任	
2組担任	
特支担任	
養護教諭	

5 旅行時の重大事故（生徒、職員）

- ・ 事故の内容により対処の仕方が異なるが、基本的に校長が引率しており、現場におけるすべてのことに関して校長から指示を受ける。
- ・ 病院または、警察に校長が出向かなければならない場合は、学年主任が学校との連絡に当たり、校長からの指示を伝える。
- ・ 家庭への連絡は原則として、学校からの連絡網を利用して学校から伝える。

6 その他（盗難、紛失等）

- ・ 臨機応変に対応することを基本とする。



6 自然教室における緊急時（第1・2学年） ※基本的な連絡網

1 交通事故・怪我 2 病気・食中毒の発生

- ・ 事故（食中毒）の程度により行事の続行については校長の判断にゆだねる。
- ・ けが人（入院を必要とする生徒）が出た場合は、学年主任が病院に出向き、校長が到着するまでその場にとどまる。
また、校長の指示を受けつつ学年のその他の進行を指揮する。

3 火災の発生 4 地震の発生

- ・ 概ね1, 2の対処法に準ずるが、火災、地震の程度によりその対応が異なる。

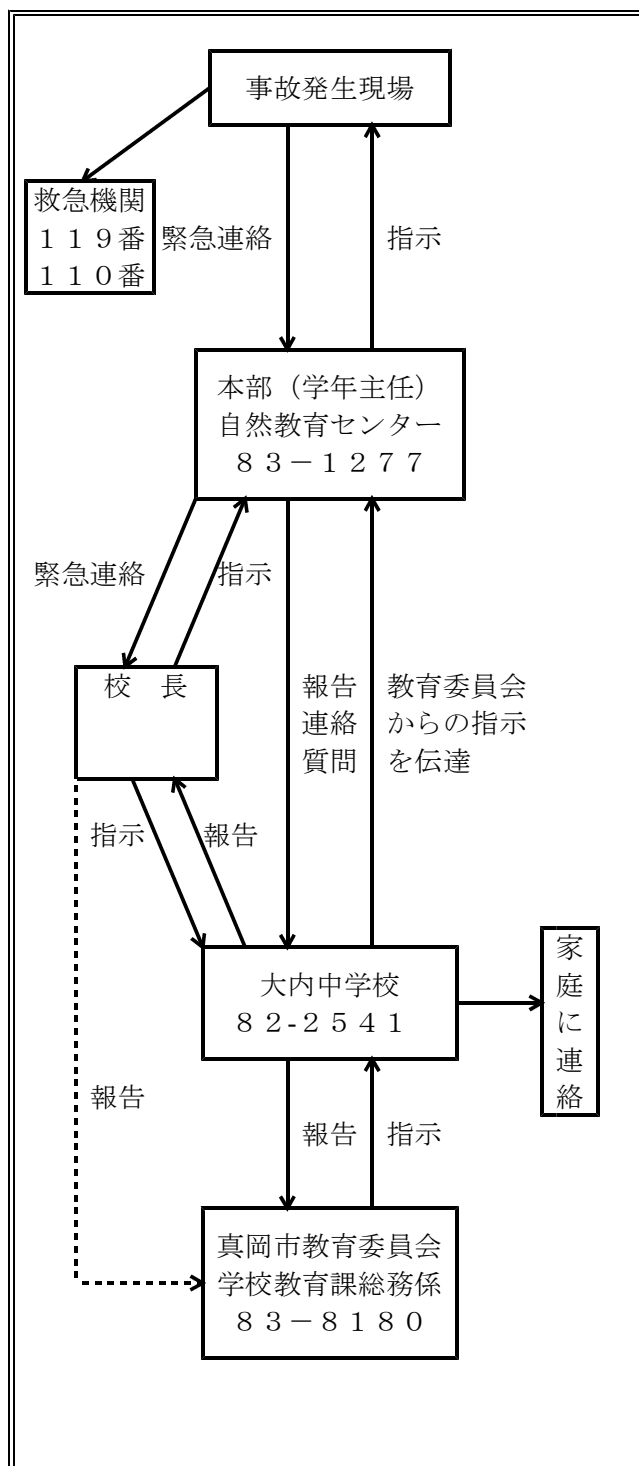
引率者名	携帯電話番号
第1学年主任	
1組担任	
2組担任	
特支担任	
第2学年主任	
1組担任	
2組担任	
特支担任	

5 活動中の重大事故（生徒、職員）

- ・ 事故の内容により対処の仕方が異なるが、病院または、警察に学年主任が出向く。その際は学年副主任が本部と学校との連絡業務に当たる。
- ・ 家庭への連絡は原則として、学校からの連絡網を利用して学校から伝える。

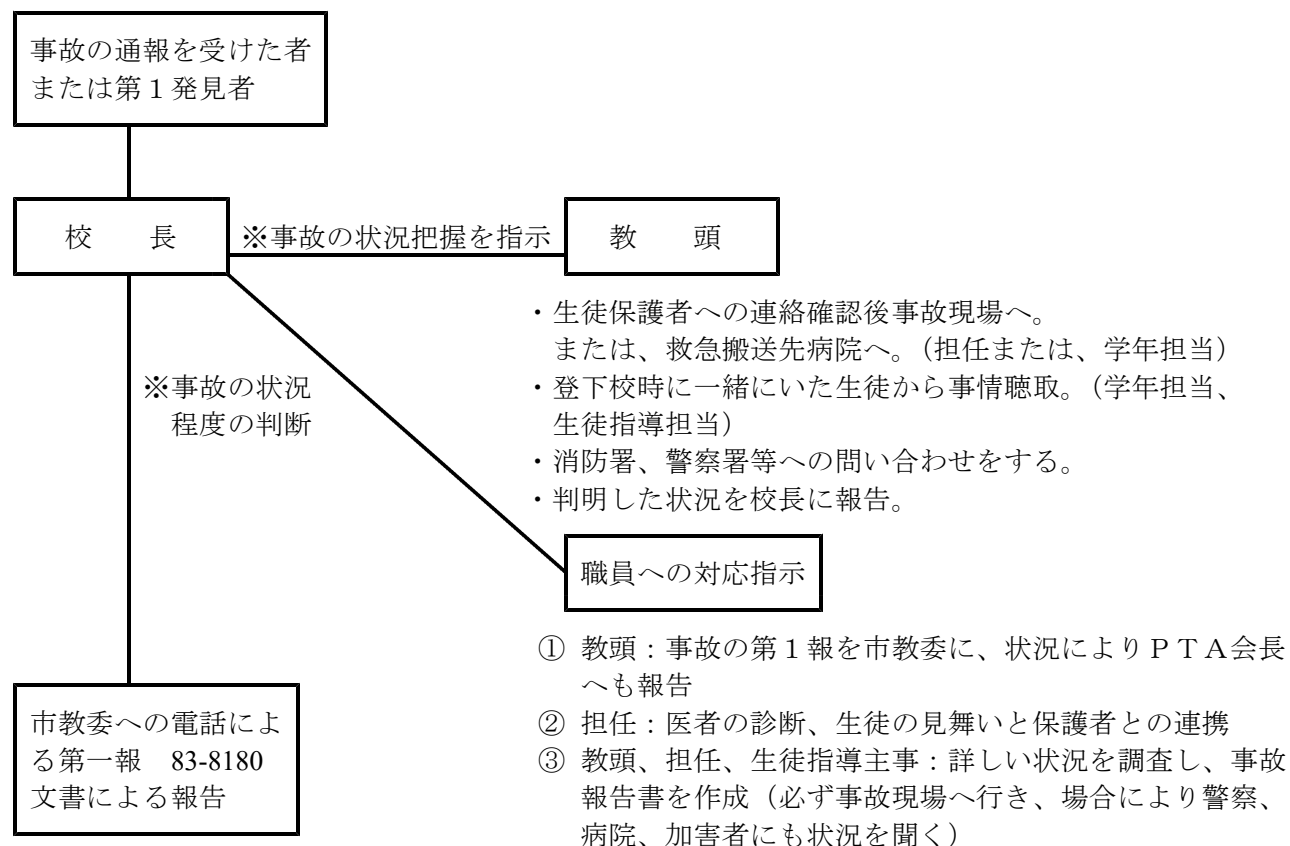
6 その他（盗難、紛失、不審者等）

- ・ 臨機応変に対応することを基本とする。



7 生徒の交通事故

1 事故への対処手順



2 事故後の措置

（1）当事者に対して（校長、教頭、担任、学年主任）

- ・生徒の見舞い
- ・長期にわたる場合は、学習、生活への配慮
- ・示談等の進捗状況の把握

（2）事故発生防止策の策定と交通安全教育の徹底（交通指導担当職員、全職員）

- ・事故状況の把握と原因究明、対応策検討、共通理解
- ・全校集会による指導、学級指導
- ・保護者との連携（協力依頼）

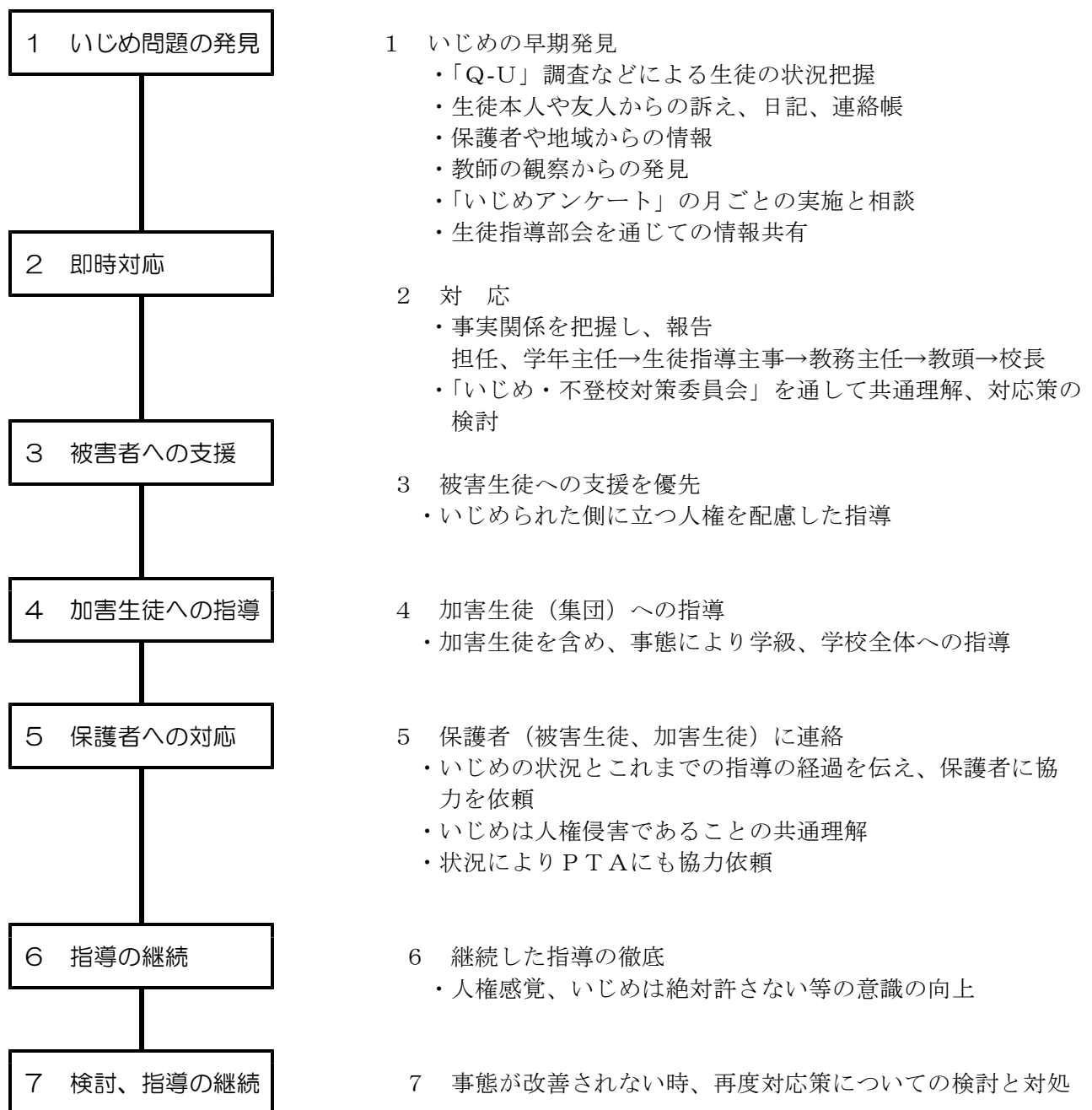
（3）関係者に対して（校長、教頭）

- ・協力御礼
- ・再発防止への取り組み報告

（4）市教委への報告と相談（校長、教頭）

- ・正確、詳細な報告
- ・再発防止への取り組み

8 いじめの早期発見



9 体罰（暴力）事件発生

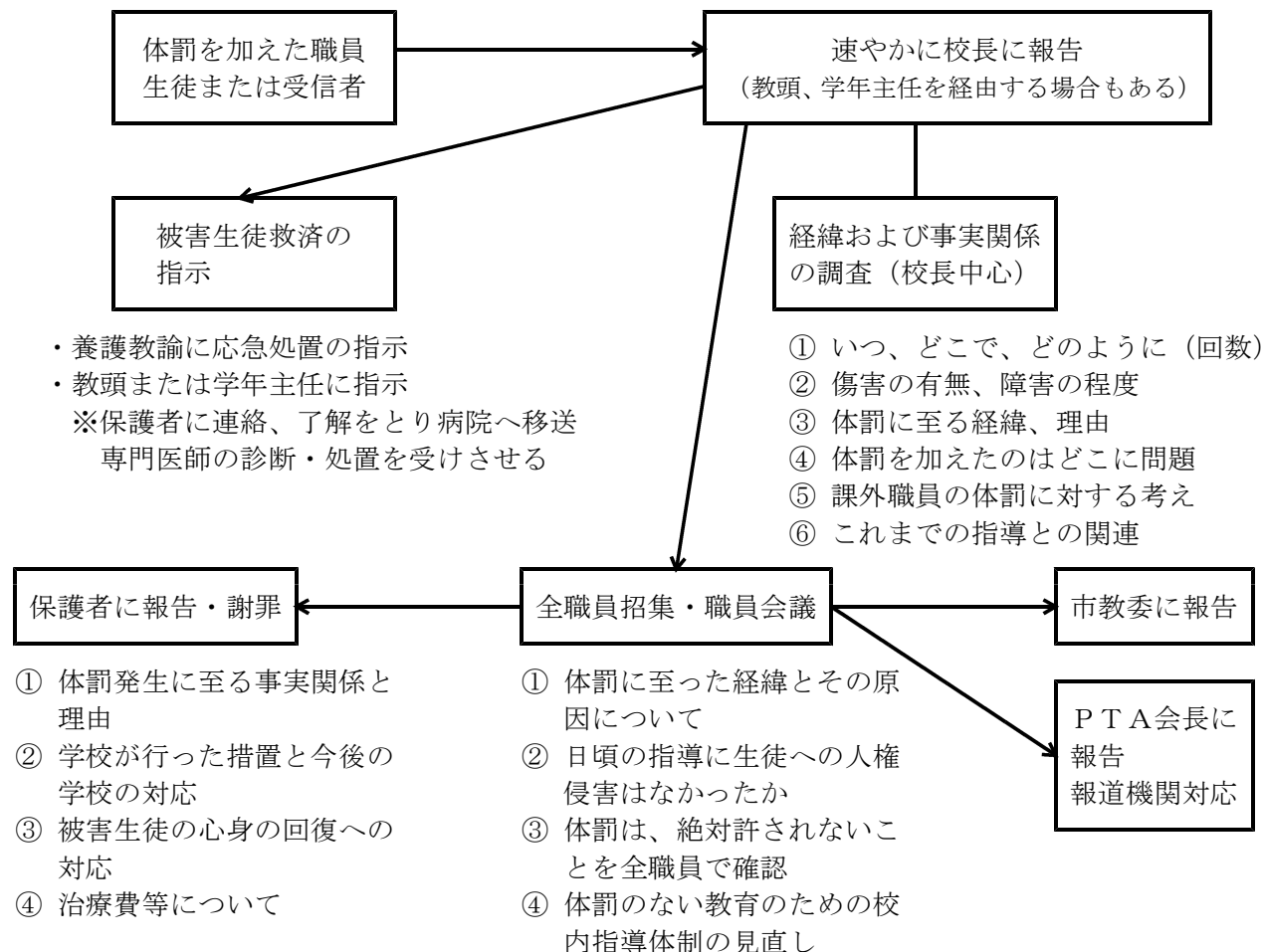
1 体罰（暴力）に関する共通理解事項

- (1) 体罰（暴力）のない学校の実現を図る。
- (2) 体罰（暴力）は、いかなる事情があっても法（学校教育法11条）のもとに、加えることはできない。
- (3) 体罰（暴力）は生徒の人権を侵害するとともに、教師と生徒の信頼関係および学校教育に対する保護者の信頼を損なう行為であり許されない。

2 対処に関する基本方針

- (1) 被害生徒の救済を第一とし、責任を持って迅速に対応する。傷害が予想される場合には、必ず専門医師の診断、処置を受けさせる。
- (2) 体罰発生の実態およびその原因については、十分な調査を行うとともに、保護者側からも事情を聞き明確にする。全校教職員でどこに問題があったのか協議し、二度と体罰が発生しないようにする。
- (3) 被害生徒の心身の回復および保護者への理解・援助については、終始誠意を持って対応し、信頼を回復する。

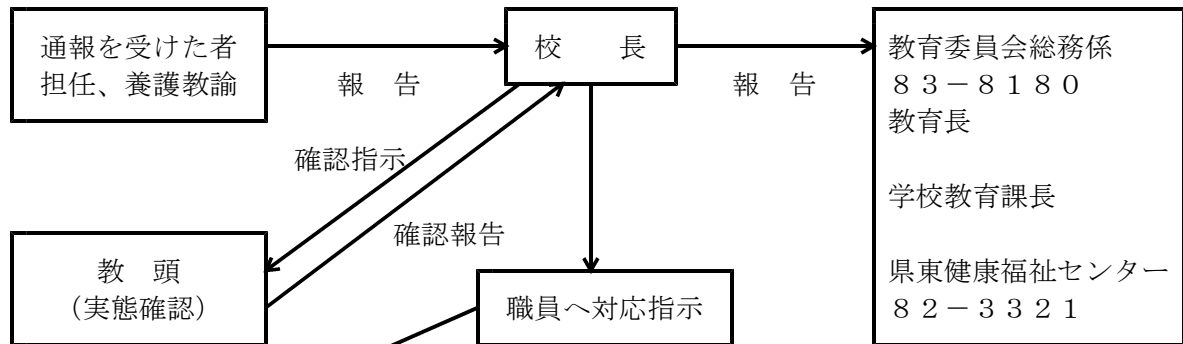
3 対処手順



体罰に至った経緯とその原因については保護者の求めに応じ、保護者の言い分を十分に聞く

10 給食による食中毒発生

1 事故への対処手順

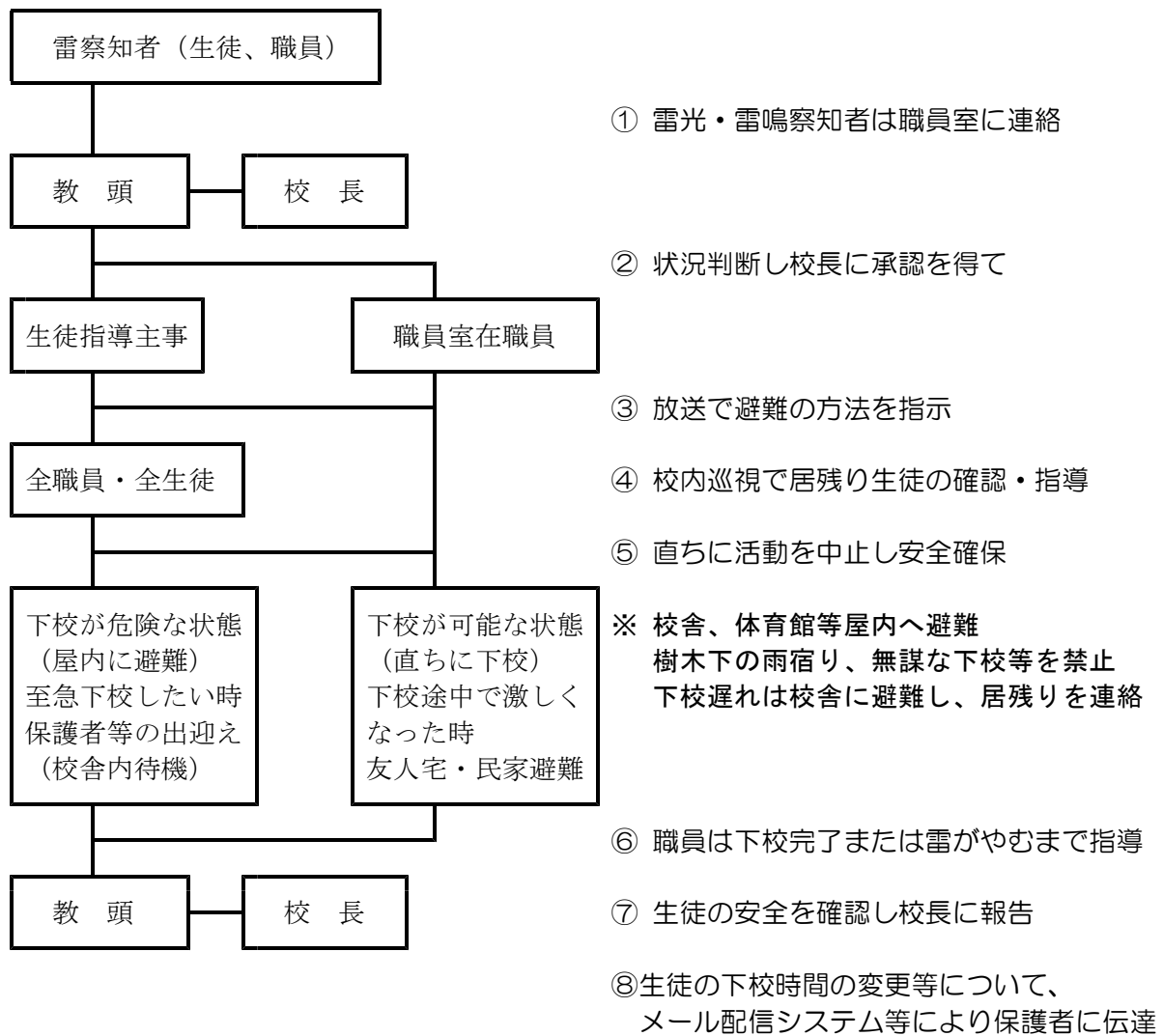


- ①教頭に：全職員招集もしくは、連絡網を使つての全職員への指示
関係諸機関との連携→市教委、県東健康福祉センター
P T Aへの協力依頼
県東健康福祉センターの指導をもとにした実態調査および事実の記録
- ②担任に：電話連絡網・家庭訪問により、発症生徒の実態把握調査、見舞い 給食停止、臨時休業措置の連絡
- ③養護教諭に：食中毒が原因と思われる給食後の保健室利用状況整理

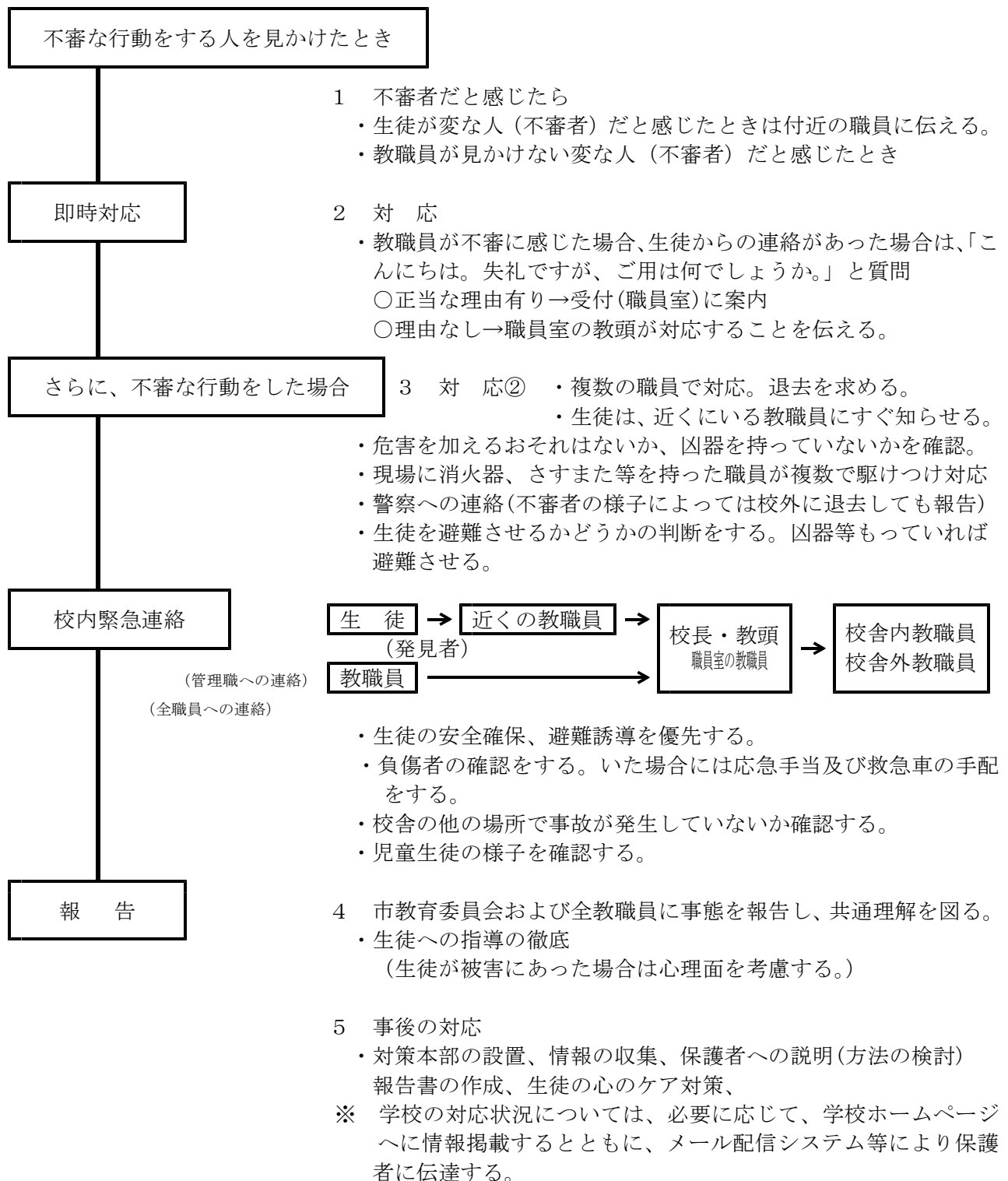
2 事故後の措置

- (1) 発症生徒の回復状況の把握と保健所の食中毒終焉宣言（学校ホームページへの情報掲載）
- (2) 給食再開への努力（県東健康福祉センター、市教委の指導を受ける）
- (3) 関係機関の指導のもと、再発防止策の策定と実施
- (4) 当事者との関係修復（市教委の指導のもと日本学校体育センター法の適用範囲の検討と説明）
- (5) 災害報告書、医療等の状況（災害共済給付金支払い請求書の作成）
- (6) 信頼回復への努力（保護者に対する文書あるいは家庭訪問等でのお詫び、協力への御礼、再発防止策の報告と学校ホームページへの掲載）
- (7) 関係機関、協力者へのお礼（市教委、県東健康福祉センター、医療機関、P T A役員等）

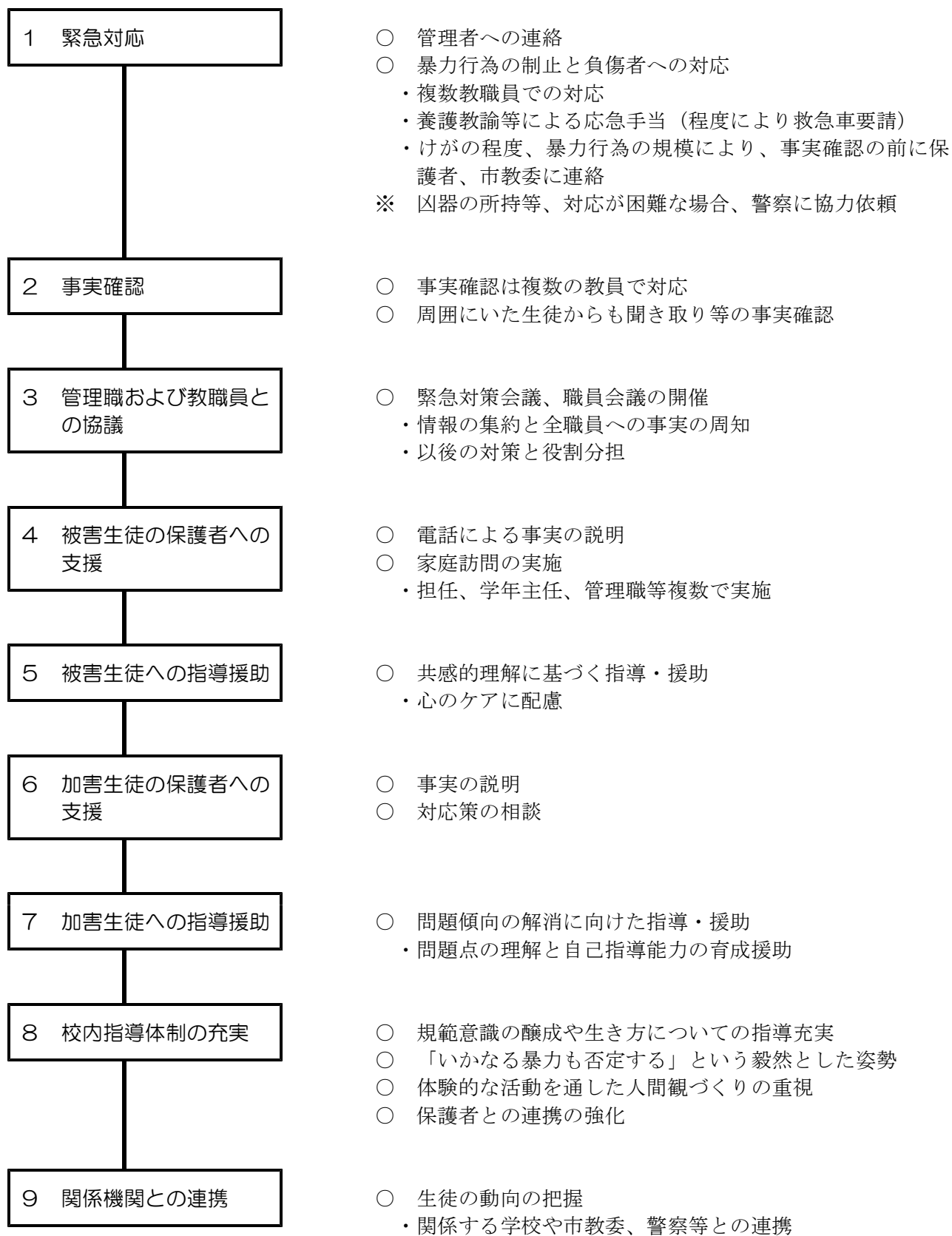
1 1 落雷事故の防止



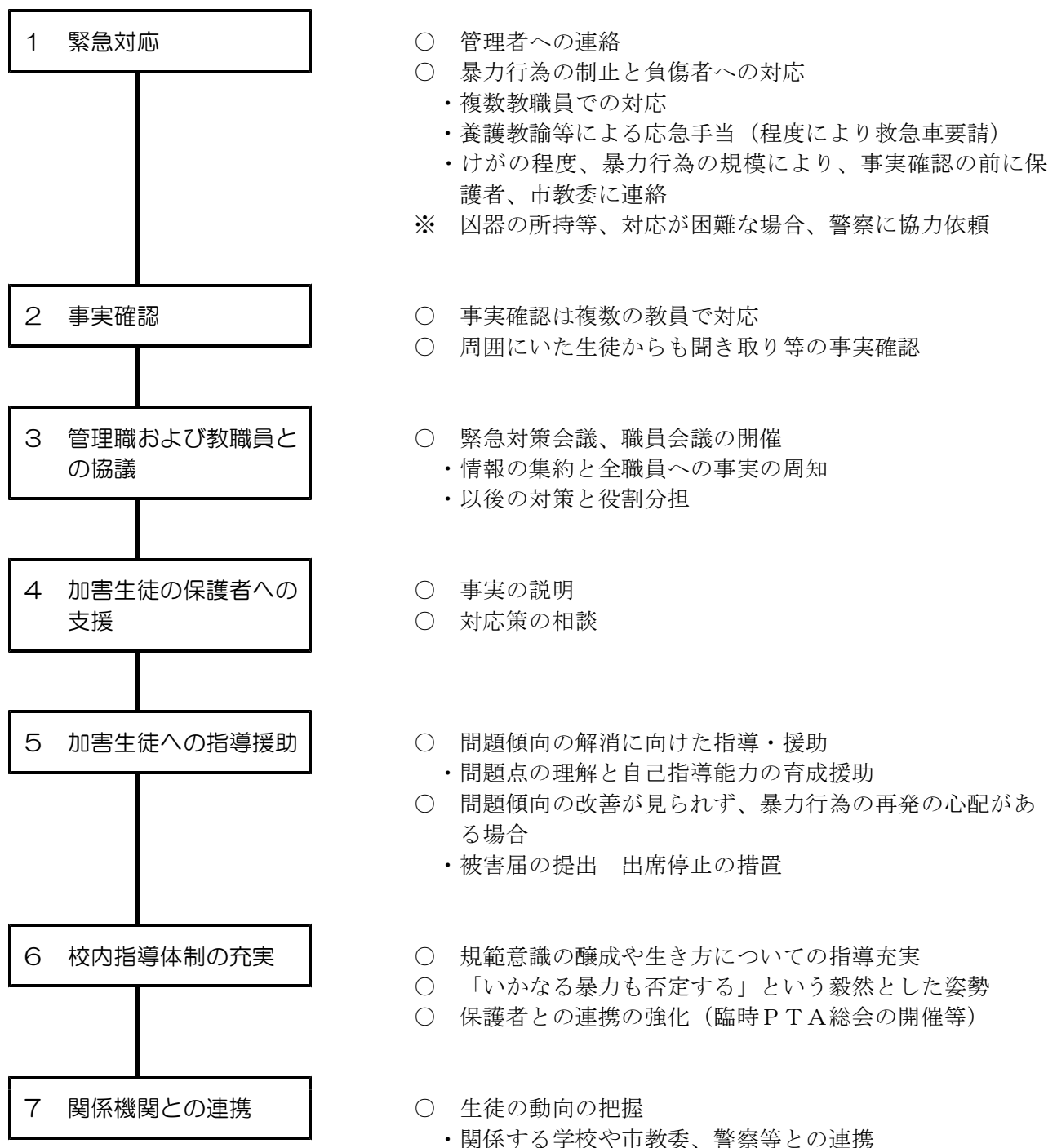
1 2 校舎内不審者の出没



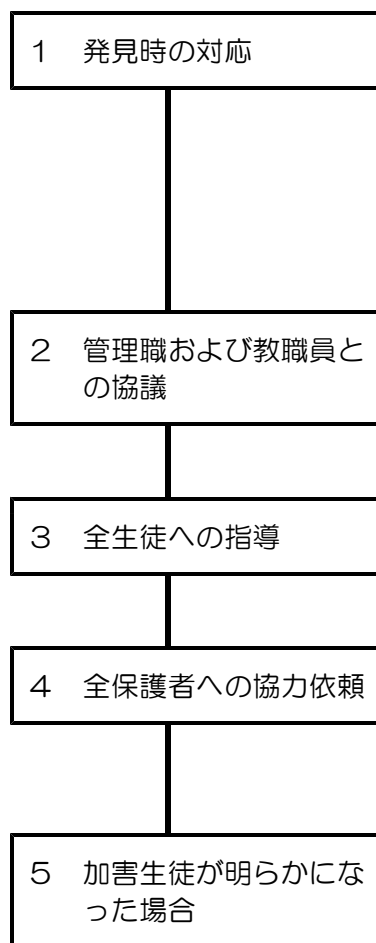
1 3 生徒間暴力・対人暴力



1 4 対教師暴力



1 5 器物損壊



- 管理者への連絡
 - ・ 損壊の程度によっては、市教委および警察等関係機関に連絡
- 記録
 - ・ 写真等を用いた記録
- 応急修理
- 緊急対策会議、職員会議の開催
- 破損箇所の修理の検討
- 器物損壊の事実と問題点の周知
- 再発防止
- 損壊の程度が甚だしい場合
 - ・ 事実と問題点を全保護者に周知
(必要に応じて臨時PTA総会の開催)
- 加害生徒に対して
 - ・ 立ち直りのための継続的な指導・援助
- 保護者に対して
 - ・ 家庭訪問の実施（複数の教員で対応）
 - ・ 学校の指導や援助の在り方の説明
 - ・ 事実の説明は写真等具体的な資料を用意
 - ・ 生徒の立ち直りに向けた学校の指導方針への理解
 - ・ 弁償責任についての理解
 - ・ 関係した保護者全員に公平に対応
- 出席停止の検討（市教委との相談）

1 6 登下校時の緊急事態(不審者事案)

1 第1報への対応

- 緊急対応が必要かどうかを判断する。

必要な場合

- ・現場に職員が急行し、情報収集と整理にあたる。
- ・必要があれば警察・消防等へ連絡。
- ・負傷者がいる場合には保護者への連絡
- ・教育委員会への第1報

2 生徒への指導

- 情報収集
 - ・役割分担により、当該生徒や地域、警察などから事件発生の日時、場所、内容等について事情を聴く。
- 教職員間の共通理解
 - ※ 被害生徒の人権や心情および保護者の意向等に配慮。
 - ・対応策を検討し、教職員間の理解を図る。
 - ・生徒への指導内容、保護者地域への協力依頼、関係機関との連絡。
- ☆不審者が確保されていない場合
 - ・安全確保まで生徒の保護と保護者への引渡しを検討
 - ・保護者、地域住民、スクールガード、警察、教育委員会等への支援要請
- 危険回避に向けた指導・援助
 - ・事実（警察情報）や情報（新聞記事等）の周知を図り、安全意識を高める。
 - ・登下校時の不安等について、生徒からの聞き取り。
 - ・具体的な行動の仕方が身に付くように指導する。
- 《ロールプレイ等を活用した具体的な行動訓練》
 - ・知らない人から声をかけられた場合の距離の置き方
 - ・危険な場面に遭遇した場合の助けの求め方
 - ・不審者に腕をつかまれた場合の対処の仕方 等
- 《覚えておくこと》
 - ・相手の特徴（性別、年代、背格好、服装）
 - ・自動車のナンバー、形や色
- 《その他》
 - ・できるだけ単独行動はしない。（登下校時、長期休業中）
 - ・夜間の外出や人通りの少ない場所の通行は避ける。

5 関係機関との連携 定期的な見直し

- 警察との連携
 - ・校区内の危険箇所や登下校時刻を知らせ、パトロールを依頼する。
 - ・地区健全育成諸団体との連携
- 定期的な見直しの実施
 - ・現状について確認し、登下校の方法や地域への協力依頼等について、定期的な見直しをする。
 - ・生徒の通学路の安全確認。

※ 学校の対応状況については、適宜、学校ホームページに情報掲載するとともに、メール配信システム等により保護者に伝達する。

18 事件・事故発生時の報道機関への対応

1 報道機関への対応の基本姿勢

○基本的な考え方

- ・ 個人情報や人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら正確な情報と事実を公開する。
- ・ 学校の対応状況や方針を説明するなど、真摯な態度で対応する。
- ・ すべての報道機関に公平に情報等を提供する。

※ 対応の際は市教育委員会との連携を図る。

2 学校全体での役割分担

全体指揮と判断は、教育委員会・PTAとの連携のもとに校長が行う。

対 象	校 長	教 頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	学級担任
①市教育委員会	◎	○	○			
②当該児童生徒					○	◎
③当該家庭	○				○	◎
④全校児童生徒				◎	○	
⑤全校の保護者		○	◎	○		
⑥地域住民		○	◎	○		
⑦報道機関等	○	◎		○		
⑧警察等	○	○		◎		

3 事件・事故等の状況把握と整理

○当事者や周囲の生徒、地域住民等からの情報確認

- ・ いつ、どこで、誰が、誰と、何を、なぜ、どのように、どうしたか。
- ・ 複数の教職員で調べた場合は互いに照合して正確を期す。
- ・ 事件・事故および学校等の対応を時系列に沿って整理する。

4 取材回答内容の確認

○取材等への回答内容の作成・検討

- ・ 事実関係に誤りがないかを確認する。（他校との関連に注意する）
- ・ 回答しても問題がない内容であるか、必ず確認する。

※ 話してはならないこと

①人権に反すること ②プライバシーに関すること ③警察の捜査に関わること

5 報道機関への対応の在り方

○報道機関への対応・窓口は一本化する。（事前に校内で検討する）

- ・ 学校での取材に対して、文書による協力依頼を行う。

※生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から管理者が判断して依頼

- ・ 社名、記者名、連絡先等の確認を行う。（名刺の提供依頼 等）
- ・ 取材対応のための場所と報道機関用控え室を提供する。

○回答の留意点

- ・ 明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。
- ・ 不明なことは「現段階ではわからない」と答える。
- ・ 調査等について決定していないことに関しては即答しない。
- ・ 事件、事故の再発防止に向けた対策や取り組み案も示せるようにしておく。

6 記者会見の設定と開催

○取材要請が多い場合

- ・ 市教育委員会と相談して記者会見を開催する。

《記者会見の持ち方（例）》

会場 → 事件・事故発生当日の場合には大内中学校で開催。

後日の場合には市教育委員会等に会場を移して開催。

時刻 → 17：00以降（児童生徒への影響を考慮するとともに、混乱を回避するため）

時間 → 30～40分程度（校長の精神的・身体的負担を考慮）

分担 → 校長・教頭と教育委員会の回答を内容により分担する。

事前に役割分担や回答内容を市教育委員会に確認しておく。

19 教職員不祥事防止のために

1 不祥事発生の傾向

- (1) メンタル面での問題や個人的な悩みを抱えている者。
- (2) 不祥事の予兆の見逃し、予兆を知りながら防止に生かせなかった。
- (3) 教員と生徒が1対1になる場面で発生している。
- (4) 管理チェック体制に不備がある。

2 不祥事防止に向けた危機管理とは

- (1) 不祥事発生の危機を予知・回避するための方策を講じること。
- (2) 不祥事発生時には、被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとること。

3 不祥事防止対策

- (1) 管理職は、日常的に不祥事防止の注意喚起を行う。(打ち合わせ、職員会議)
- (2) 不祥事をはじめとする些細なことでも、校長・教頭への報告・連絡・相談を徹底する。
- (3) 予兆の早期発見のため、管理職は教職員の勤務状況・健康状況を点検する。
- (4) 定期的及び必要に応じて職員に「コンプライアンスチェック」を実施して、再確認を促す。
- (5) 泊を伴う学校行事や日常の生徒指導において、複数の教員が関わり指導にあたる。

【飲酒運転の防止策】

- ・ 校長は、アルコール依存症が疑われる教職員がいる場合、自家用車通勤を認めない。
- ・ 飲酒運転チェックを定期的の実施し、校長・教頭は帰宅手段の確認をする。

【体罰の防止】

- ・ 体罰が発生しやすい時期に合わせて(4月と9月)体罰防止の研修を行い、体罰は人権侵害であることを再認識させる。

【わいせつ行為の防止】

- ・ わいせつ行為は、生徒の人権・人格を著しく侵害する悪質な犯罪である事を強く認識させる。
- ・ 宿泊を伴う学校行事での生徒の見回りは、生徒と同性の教職員との分担で行い、終了後は責任者に報告する。
- ・ 密室での生徒への指導は、原則として複数の教員で行う。
- ・ セクハラ防止の意識を高めるための啓発を継続的に行う。

【個人情報紛失の防止策】

- ・ 個人情報は学校から持ち出さない。(安易にメモリー等で家に持ち帰らない)
- ・ 個人情報の適正な取り扱いについての研修を実施する。(セキュリティの徹底)
- ・ 不要になった個人情報は完全に消去する。

【公金着服の防止策】

- ・ 管理職は、誰が、何の会計を担当しているのかを確認し、各学期毎に管理状況を提出させる。
- ・ 不正防止と不正の早期発見のために、同一の者に長期間、同一の会計を担当させない。

20 けがや病気の応急手当の例

◎ 以下は応急の処置であり、医師の診察を受けさせることが基本

※ 発見者は協力者を求める。(一人では対応しない) 養護教諭や管理職不在の場合で、処置の判断に迷ったら救急車を要請する。

【水泳・長距離走指導中の事故】

○ 寝かせた後、毛布等で保温する。

○ 意識、呼吸、心拍の有無を確認する。

《意識があり、呼吸が十分な場合》

・ 保温に留意しつつ、保健室に移動するなどして安静を保つ。

《意識がなく呼吸停止、心停止の場合》

- ・ 即座に人工呼吸および心臓マッサージを実施する。
- ・ 原因の如何に関わらず、至急に救急車を要請し、その場で心肺蘇生を施す。
- ・ 当該生徒の保護者に連絡する。
- ・ 市教育委員会総務係（８３－８１８０）にも現状を報告する。

【AED（除細動器）の使い方】

○ 確認すること

《意識や反応がない》

《正常な呼吸がない》

} AED（除細動器）を使用する



救急車を要請する

AED（除細動器）を取りに行っている間、人工呼吸と心臓マッサージを繰り返す

AED（除細動器）の取り扱い

- ① ハンドルを引く（自動的に電源が入る）
- ② 身体の皮膚に直接パッドを「装着」する。（心臓をはさむよう対角に装着する）
- ③ 使用準備ランプ（緑のランプが点滅する）
- ④ 電源ON／OFFボタン（緑のボタンを押す。切るには緑のボタンを１秒間押し続ける）
- ⑤ iボタン（青のiボタンは押すことにより、情報を参照できる場合に点滅する）
- ⑥ 注意ランプ（三角のランプは心電図の解析中は点滅、ショックが必要と判断された時は点滅して、体に触れないように注意を促す）
- ⑦ ショック・ボタン（ショックを実行するよう指示された場合、点滅するオレンジのボタン→雷マークを押す）

【心肺蘇生法】

○人工呼吸

- ・ 気道の確保→頭部後屈などにより顎を上げ、舌根が下がらないようにして気道を確保する。
- ・ 顎が上がらない場合は首の下に枕状にしたタオル等を入れて対応する。
- ・ 呼吸をしているか再確認する。していない場合は人工呼吸を行う。
- ・ 異物の除去→口中に異物がある場合には、布を巻いた指で異物をかき出す。
- ・ 人工呼吸の実施

① 鼻をつまんで空気が漏れるのを防ぐ。

② 口を大きく開いて当該生徒の口を覆い、息を吹き込み、胸壁が上がることを確認。→２回

③ 口を離して胸壁が沈むのを確認する。反応（自力で呼吸する、咳をする、動きがある）があれば様子を見る。

④ 呼吸が不十分、あるいは呼吸がない、などの場合には人工呼吸を続ける。

⑤ ３～５秒間に１回の割合（１分間に２０回程度）で行う。

⑥ 十分な呼吸や拒否するような動きが見えたら中止する。

○心臓マッサージ

- ①当該生徒を水平でやや固めの場所に仰向けに寝かせる。(座布団などで下肢をやや高くする)
- ②片手の手のひらの付け根を肋骨の下部に載せ、もう片方の手を重ねる。胸の剣状突起よりやや上部に載せる。(胸骨上部では肋骨骨折の危険性がある)
- ③肘を伸ばして体重をかけるように押す。数cmの沈み込みが必要となる。

※人工呼吸と心臓マッサージを同時に行う場合

- ・人工呼吸を2回、心臓マッサージを30回の割合で行う。
- ・循環のサイン(呼吸の反応など)がなければ、医師または救急隊員が到着するまで続ける。

【骨折・捻挫・打撲】

○動いて痛みが増強するか、腫れがあるか、顔色は悪くないか。

- ①痛みが増強しない。腫れがない。顔色は悪くない。→骨折の可能性は低い。(捻挫など)

- ・受傷部にガーゼを当て、氷嚢などで冷やす。
- ・湿布薬を当て、伸縮包帯などで関節が動かないように固定する。

- ②痛みが増す。腫れがある。部位が紫色に変色している。顔色が悪い。

- ・骨折の可能性が高い→部位を固定して病院へ。
- ・副え木をガーゼ等で包み、皮膚を刺激しないように工夫してから、患部を固定する。
- ・患部に傷口がある場合には感染に注意し、滅菌ガーゼを重ねたもので包帯する。
- ・患部に負担がかからないように配慮しながら病院に連れて行く。

※絶対に患部をもんだりさすったりしない。

捻挫と判断しても、腫れが見られる場合や翌日に痛みがひどい場合は、必ず医師の診察を受けさせる。

【切り傷・刺し傷の止血】

○局所圧迫法(通常の方法)

- ・静脈や毛細血管からの止血に適用。傷の上に厚手の滅菌ガーゼ等を当て、やや強めに包帯する。

○緊縛法

- ・動脈からの出血等で傷が四肢の場合に適用。(壊死の危険を伴うので緊急事態時のみ行う)
- ・傷の中枢側を止血帯で一回縛る。短い棒(鉛筆等)を結び目に置き、さらに縛る。最後に棒をねじって止血帯を締め、緊縛する。

【薬品による事故】

- ・速やかに水道の水で洗い流す。(15～20分程度)
- ・身体の部位(ひざなど)によってはシャワーや水道のホースから水をかける。
- ・薬品の付着した衣服類はハサミで切り落とす。(脱がせると薬品が付着し、受傷面積が広がる)
- ・熱を持っている場合は受傷部にガーゼを当て、氷嚢などで冷やす。

【てんかんやけいれん】

○熱はあるか。脈拍は力強い。呼吸は速くないか。

- ①熱がない。脈は力強い。意識がないか低い。

- ・安全な場所に寝かせ、気道の確保を行う。(首を横に向ける)

- ②熱がない。脈は力強い。呼吸が速い。意識はある。→過換気症候群の可能性

- ・心配しないことを伝え、安心させる。
- ・要領が10リットル程度の紙袋を口に当て、袋の中の空気だけで呼吸させる。

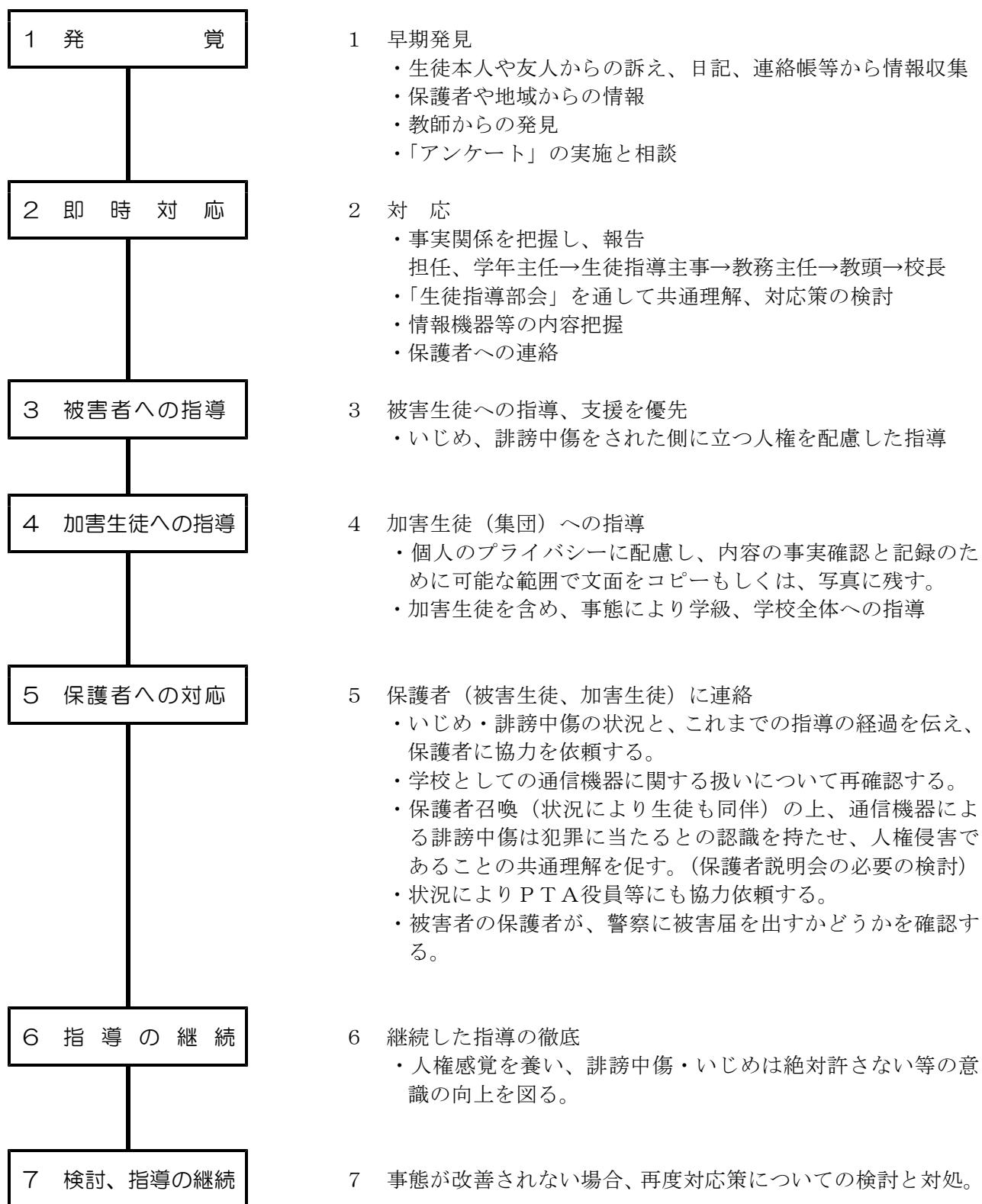
- ③熱がある。けいれんが続いている。

- ・発熱に対する処置(氷嚢で冷却等)を行い、至急に病院へ連れて行く。

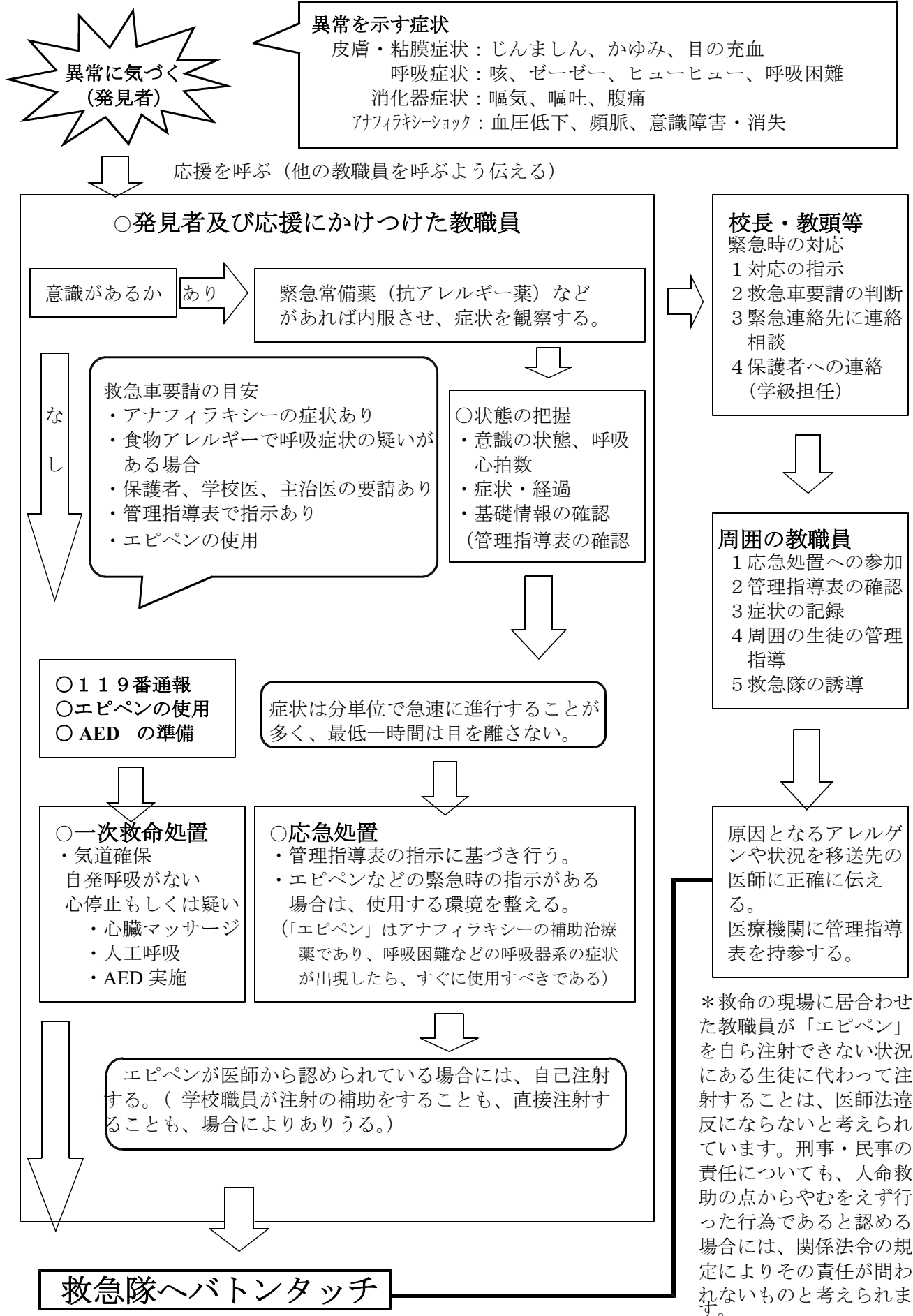
【貧血】

- ・涼しい場所に移動し、脚部を頭より高い位置に上げる。
- ・ベルト等をゆるめ、楽な姿勢にして安静にする。

2 1 情報機器（携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等）における いじめ・誹謗中傷等の対応



22 アレルギー症状への緊急時の対応



「体罰の根絶に向けて」

◎ 以下のセルフチェックシートの該当項目に○を付け、自己評価してみましょう。

	No.	設 問	ある	ない
自分自身に関すること	1	体罰は「愛の鞭」であり、時と場合によってはあり得ると考えること。		
	2	「自分自身も、体罰によって成長できた面がある」という考えで、指導を行うこと。		
	3	生徒(子ども)を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度を取ったりすること。		
	4	生徒(子ども)の弁明も聞かず、頭ごなしに叱ること。		
	5	かっとなったり、興奮したりして、人格を否定するような言葉をかけてしまうこと。		
	6	生徒(子ども)の日ごろの身なりや行動を引き合いに出したり、誰かと比較したりして指導すること。		
	7	生徒(子ども)を固定的に捉え、性格や特長などを決めつけて指導すること。		
	8	生徒(子ども)の障害等の理解不十分さから、冷静さを欠いた指導をすること。		
	9	自分の指導を振り返ることが少なく、自分本位な指導に陥りがちな傾向。		
	10	ペナルティを課す、連帯責任を取らせる等の指導方法になりがち。		
	11	部活動等で、成績や結果だけを求めようとする指導になりがち。		
	12	他の教師(親)より「劣っている」と思われたくないという気持ちが強い。		
	13	指導上の悩みを同僚や知人に打ち明ける事に抵抗がある。		
	14	体罰をしている同僚や知人を見ても、黙って見過ごしてしまう傾向。		
校内体制※学校	15	指導上の悩みを、同僚に打ち明けにくい職場の雰囲気。		
	16	生徒指導を一部の教職員に任せきりにしていると感じること。		
	17	体罰等が起きた場合、上司への報告・連絡・相談体制が機能しにくい状況。		
	18	体罰等が起きた場合、生徒が相談しにくい雰囲気があると感じる。		

※「ある」に、○が10以上付いた人は、自身の人権感覚や指導方法の見直しが必要。
5以上付いた人は、職場環境で気になる点や心配な点を確認しましょう。

体罰防止のために

- 1 体罰は、理由の如何を問わず絶対に行ってはならない行為であることを再確認する。
- 2 常に、人権感覚や指導方法の見直しを図り、指導力向上のための自己研鑽に努める。
- 3 生徒指導上の問題等、一人で抱え込まずに、組織や地域で対応できる体制を作る。